₹注意 届出日現在、住民登録をしているところをそれぞれ記入。 離婚届記入例 離婚届と同時に住民異動届(転入・転居)を提出する場合は、 È. 受 理 令和 月 発 送 令和 呂 Ħ 新しい住所を記入。 婚 届 号 月 令和 年 Н 送付 長印 令和 4 年 4 月 1 日届出 第 18歳以上の方 背類調査 戸籍記載 記載調査 調 査 票 附 票 住民票 通 愛知県半田市長 殿 (離婚する当事者以外 届出する年月日を記入。 2名の署名が必要。 はなこ 夫....はんだ だしお 妻…なんきち みかた) (協議離婚のときだけ必要です) 証 人 氏 名 半田 花子 山車雄 南吉 署 名 半田 蔵雄 板山 宮子 押 £Π 生 年 月 日 平成3 年 5 月22日 昭和63年 2月10日 生 年 月 昭和32年 12月 2 日 昭和40年 半田市東洋町 Е 8 月 2 1 目 知多郡武豊町字長尾山2番地100 氏名は離婚前 (現在) 所 の氏名で記入。 番地の1号 (住民登録をして) 生年月日は、和暦で 半田市東洋町 東京都目黒区上目黒2丁目 2 T 目 1 至202 房 記入。 住 所 (よみかた) はんだ くらお なんきち はなこ の1号 2丁目1 世帯主 世帯主 半田 蔵雄 南吉 花子 の氏名 の氏名 東京都目黒区上目黒 愛知県半田市東洋町 本 愛知県半田市東洋町二丁目1 番地 (外国人のときは) 「編結だけを書い」 たください (2) 2丁目19 錐頭者 父母が現在、婚姻している場合は、 半田 山車雄 の氏名 母の氏の記入は不要。 の氏名 続き概 半田 蔵雄 夫の父 続き柄 妻の父 南吉 太郎 離婚その他の事情で父母の氏が異なる場合は、 との続き柄 婚姻中の本籍・筆頭者 ※父母は\ 変更後(現在)の氏を記入。 を記入。 長女 他の欄に 母 亀子 板山 宮子 本籍地が半田市以外 てください の場合戸籍謄本が必要。 ■協議離婚 □和解 年 日成立 月 旧姓にもどる方(婚姻により氏を変更した方)について、 重要 €の種別 在 □調停 日成立 □請求の認諾 月 日認諾 婚姻前の戸籍にもどるか新しい戸籍を作るか選択し、☑を記入。 日確定 □ 審判 日確定 □判決 午前 午後 時 分受領 口夫 □もとの戸籍にもどる 離婚後に婚姻中の氏を引き続き称する場合は、 ┪新しい戸籍をつくる □免 □旅 □住 婚姻前の氏に 少妻 離婚届の他に「離婚の際に称していた氏を称する届(77条の2の届)」を提出。 (ミネタカウた)なんきち はなこ 番地 もどる者の本籍 77条の2の届を離婚届と同時に提出する場合、この欄の記入は不要。 愛知県知多郡武豊町字長尾山2 夫 □その他 □無 南吉 花子 未成年の子の 夫が親権 半田 蔵乃介 名を行う子 口無 氏 を行う子 □有 未成年の子どもがいるときは、親権者をどちらにするか決めて、 不受理 令和3 年 4 (別居したとき) 月まで 月か 平成30 年 (同居を始めたとき) 8 4 「夫が親権を行う子」または「妻が親権を行う子」の欄に子どもの氏名(フルネーム)を記入。 同居の期間 通 知 □要 □不要 ・親権を決めても、子どもの戸籍は変わりません。 別居する前の |□免 □旅 □住 半田市広小路町1丁目1番地の1 ユートピアハウス 所 → 101号 子どもの戸籍の異動を希望する場合は、離婚後に「入籍届」の提出が必要。 妻 □ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □その他 □無 □ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 父母が離婚するときは、面会交流や発育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定める → 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め生の従業 人から99人までの 別居する前の こととされています。こ なければならないこととされています。 世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □有 □無 世帯のおもな 不受罪 □ 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の 別居をしている場合のみ記入。 仕事と 用者は5) 該当する子どもがいるときは、 ・未成年の子がいる場合 けてください。 □ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている ∞ 知 □要 □不要 ✔面会交流について 当てはまるものに☑を記入。 未成年 □ 6. 仕事をしている者のいない世帯 会って 【注意事項】 □免 □旅 □住 □まだ決めていない (国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) で交流 使口マ ①水色で色付けしてある部分を記入してください。 妻の職業 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は 者 口その他 別居前の世帯のおもな仕事に をつけてください。 当てはまるものに口を記入。 国勢調査の年度 ●養育費の分担について取決めをしている。 「 養育費:経済的に」 (令和7年度)のみ記入。 送付給 年 月 ②赤い太枠で囲っている項目は、 による収入があって □まだ決めていない。 記載がないと受付できません。 必要な経費、教育 取決め方法:(□公正証書 ▼それ以外) 確認通知 夫 出 人 詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書 ③簡単に消すことが可能なペンで 半田 蔵雄 南吉 花子 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html) にも掲げ 署% 押 印 記載しないでください。 重要 🎏 😤 **北**年月日 連 電話夫080(0000)1111 ④誤ったときは、二重線で訂正してください。 絡 妻070 (1111) 1111 日中つながりやすい連絡先を記入。 自署 自宅·勤務先[署名は必ず本人が離婚前の氏名を]·携带 ⑤読みやすい文字で記入してください。

MM